

「テレワーク促進助成金」における助成対象外となる機器等（例）

○助成対象外経費に該当する機器等を申請されるケースが多く見られます。支給申請の前に、本助成金募集要項とあわせてご確認のうえ、申請書類をご提出ください。

○テレワーク導入計画を踏まえ、審査にて助成対象可否を判断しているため、具体的な機器等の助成対象可否についてのお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

※下表は例であり、下表以外の項目も助成対象外経費となる場合がございます。

| 申請項目・内容 | 理由 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●税込み単価 1,000 円未満のもの <ul style="list-style-type: none"> ・マウス 等 ●税込み単価 10 万円以上のもの <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン ・VPNルーター 等 | 募集要項 14 頁（郵送の手引き）または 15 頁（電子申請の手引き）で示す助成対象外経費に該当するため。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●付属品に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ヘッドセット付属品 （デスクホンからソフトホンへ移行するツール） ・ペン先キット 等 | 募集要項 13 頁（郵送の手引き）または 14 頁（電子申請の手引き）で示す必要最小限の経費に該当しない（オプション機器に該当）ため。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●UPS（無停電電源装置） <ul style="list-style-type: none"> ※テレワーク用サーバー導入無しの場合 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ●テレワーク実施対象者数を超える数量の申請 <ul style="list-style-type: none"> ・1 人に対して、同機器 2 台貸与（ノートパソコン 1 台のほかタブレット + キーボード付カバー貸与、タブレット 2 台貸与、モニター 2 台貸与） ・ノートパソコンに付随したキーボードやモニターの追加貸与 等 ※モニター 2 台貸与およびノートパソコンに付随したモニター追加貸与については、業務上の必要性が認められるものを除く | |
| <ul style="list-style-type: none"> ●社内に設置する機器等 <ul style="list-style-type: none"> ・リモートアクセス先となるパソコン及び当該機器に付随する増設メモリ等 ・無線 LAN アクセスポイント ・SW ハブ関連機器 ・プリンター ・Web 会議用機器 （モニター、カメラ、スピーカー、マイク等） 等 ※Web 会議用機器については、在宅勤務者との Web 会議を目的とした導入については、1 台のみ可 | 募集要項 16 頁（郵送の手引き）または 17 頁（電子申請の手引き）で示す助成対象外経費（社内環境の整備）に該当するため。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●社内のネットワーク環境等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・FAX 回線増強工事、社内 LAN 工事 ・PBX 電話主装置の導入 等 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ●3 か月を超えるソフトウェア利用料 <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティソフト、RDS 利用料や業務ソフトウェア 等 | 期間による料金設定がある場合は、 <u>最長 3 か月</u> が助成対象となるため ※募集要項 13 頁（郵送の手引き）または 14 頁（電子申請の手引き）参照。 ※1 年契約等の製品については、3 か月に按分した額を申請してください。 |

| | |
|--|--|
| <p>●ペーパーレス化・電子化のための新たなシステム導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子化システムのための新たな FAX 導入 ・ペーパーレス化のための新たなシステム導入 等 | <p>募集要項 16 頁（郵送の手引き）または 17 頁（電子申請の手引き）で示す助成対象外経費（業務改善や効率化）に該当するため。</p> |
| <p>●新たな基幹業務システムの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与会計システム ・営業管理システム・販売管理システム ・勤怠管理システム 等 | |
| <p>●業務を補助する自動化専用ソフト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RPA ソフト ・AI ロボ 等 | |
| <p>●顧客との商談利用、オンラインセミナー利用が主目的での Web 会議機器や Web 会議システムの導入</p> | |
| <p>●情報通信機器に該当しないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インクカートリッジ、トナー、印刷用紙等の消耗品類 ・一眼レフカメラ、レンズフィルター、監視カメラ等の Web 会議用途以外のカメラ類 ・タブレット用スタンド、モニタースタンド、マイクスタンド等のスタンド類 ・アームレスト等アーム類 ・電源タップ、延長コード等のケーブル類 等 | <p>募集要項 13 頁（郵送の手引き）または 14 頁（電子申請の手引き）で示す助成対象経費（情報通信機器等）に該当しないため。</p> |
| <p>●バックアップ用○○</p> | <p>募集要項 16 頁（郵送の手引き）または 17 頁（電子申請の手引き）で示す助成対象外経費（システムの冗長化）に該当するため。</p> |

<見積書について>

- 見積書は、申請導入機器や委託作業内容等の積算根拠となります。
要件不備（支給申請日時点で有効期限切れの見積書やホームページ等の価格案内ページの写し、委託作業内容が不明瞭）が多くみられます。
募集要項 18 頁（郵送の手引き）または 19 頁（電子申請の手引き）⑩で示す注意書きをご参照のうえ、ご提出ください。